

# 都市農業機能発揮対策事業

【平成29年度予算概算決定額 160（191）百万円】

### 都市農業振興基本法 (平成27年4月制定)

〈基本法の政策課題〉  
・都市農業の多様な機能の発揮

新鮮で安全な農産物の供給  
災害時の防災空間  
農業体験・交流活動の場  
国土・環境の保全  
心やすらぐ緑地空間  
都市住民の農業への理解の醸成

・良好な市街地形成における農との共存  
・国民の理解の下での施策の推進

都市農業振興に関する新たな施策の方向性

### 都市農業振興基本計画 (平成28年5月閣議決定)

〈講ずべき施策〉  
・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保  
・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮  
・的確な土地利用に関する計画の策定等  
・税制上の措置  
・農産物の地元での消費の促進  
・農作業を体験することができる環境の整備等  
・学校教育における農作業の体験の機会の充実等  
・国民の理解と関心の増進

都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に沿って施策を推進

### 都市農業についての課題把握

国土交通省と連携し、都市農業に関する課題について即地的、実証的に調査・検討を実施。

ICT技術の活用、海外市場の開拓等

(委託費) (委託先: 地方公共団体等)

### 都市農業の機能発揮

#### 都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 民間団体等)

#### 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例（地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等）の創出と横展開を推進。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 市町村、J A、N P C 法人等)

#### 都市住民と共生する農業経営の実現【拡充】

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進。また、現場から情報発信するための広報活動を支援。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 地域協議会、民間団体、N P O 法人等)

## 〈現行の都市農地に関する税制〉

都市農地、特に市街化区域内農地は、一般の農地と比較して地価の水準が高いことから、経営に対する税の影響に配慮した仕組みが設けられています。

### ○相続税納税猶予制度

	三大都市圏の特定市(注1)	三大都市圏の特定市以外の市町村	納税猶予期間の終了事由とならない貸付け
市街化区域内の農地	適用なし	適用 (20年継続で免除)	営農困難時の貸付け
生産緑地地区	適用 (終身営農が必要)		
市街化調整区域等の農地	適用(終身営農が必要)		営農困難時の貸付け 基盤法による政策的貸付け

### ○固定資産税

	三大都市圏の特定市(注1)	三大都市圏の特定市以外の市町村
市街化区域内の農地	宅地並評価・宅地並課税	宅地並評価・農地に準じた課税(注2)
生産緑地地区	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税
市街化調整区域等の農地	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税

注1: 三大都市圏の特定市とは次に掲げる地域を指します。

- ① 都の特別区の区域
- ② 首都圏、近畿圏又は中部圏内にある政令指定都市

③ ②以外の市でその区域の全部又は一部が以下の区域内にあるもの

- ・首都圏整備法に規定する既成市街地又は近郊整備地帯
- ・近畿圏整備法に規定する既成都市区域又は近郊整備区域
- ・中部圏開発整備法に規定する都市整備区域

注2: 三大都市圏の特定市以外の市町村の市街化区域農地は、評価は宅地並となるものの、課税の際には負担調整措置(税額の増を前年度比最大+10%までに抑制する措置)が講じられます。